表（二）

発電用施設等の種類	発電電力量
一　発電事業者により設置が行われている発電施設	
イ　対象期間の開始の日において使用されているもの	（対象期間における発電電力量（送電端におけるものをいう。以下同じ。）$\times i'$（次に掲げる電力量の合計電力量）$\times i$ (1)　対象期間における発電電力量 (2)　次の算式により算定して得た数 $a \times e \times c \times f$
ロ　対象期間において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 $a \times b' \times c \times f \times i'$
ハ　申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 $a \times b' \times c \times f \times i'$
二　機構により設置が行われている原子力発電施設及び原子力発電施設と密接に関連する施設（実用ウラン濃縮施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設（機構が設置するものを除く。）、混合酸化物燃料の加工施設、使用済燃料の貯蔵施設を除く。）	
イ　対象期間の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 $g \times b \times h \times i'$
ロ　対象期間において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 $(g \times d \times h + g \times e \times h \times f) \times i'$
ハ　申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 $g \times b' \times h \times f \times i'$

（備考）

一　aは、当該発電施設の出力をキロワットを単位として表した数

二　bは、対象期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

三　b'は、申請年度の前会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

四　cは、当該発電施設が原子力発電施設である場合にあっては〇・八一、火力発電施設であって石炭又は天然ガスを主たる燃料とするものである場合にあっては〇・八五、揚水式水力発電施設である場合にあっては〇・〇八、その他の水力発電施設である場合にあっては〇・五、その他の発電施設である場合にあっては〇・五一

五　dは、当該発電用施設等の使用が開始された日から、対象期間の末日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

六　eは、対象期間の開始の日から当該発電用施設等の使用が開始された日の前日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

七　fは、表（一）においては、当該発電用施設等が原子力発電施設又は原子力発電密接関連施設である場合にあっては四分の三、その他の発電施設である場合にあっては二分の一、表（二）においては、二分の一

八　gは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

九　hは、〇・八一

十　iは、当該発電用施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては一・六、水力発電施設である場合にあっては一・三、地熱発電施設である場合にあっては一・三、火力発電施設である場合にあっては〇・九

十一　i'は、当該発電施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては二・四、水力発電施設である場合にあっては二・〇、地熱発電施設である場合にあっては二・〇、火力発電施設である場合にあっては一・〇

十二　一の発電用施設等（原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）を除く。）に係る発電電力量（単位はキロワット時）は、表（一）により得られた数の三分の一と表（二）により得られた数の三分の二を加算するものとする。一の原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）に係る発電電力量（単位はキロワット時）は、表（二）により得られた数とする。

十三　表（二）の一の項イ又はロに掲げる施設のうち原子力発電施設が対象期間において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該期間においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該期間前から継続して運転を停止したもの又は出力を低下させて運転したものを除く。）を除く。）は、運転を停止していた期間（以下「運転停止期間」という。）又は出力を低下させて運転していた期間（以下「出力低下期間」という。）も平常時と同等に運転していたものとみなして、次のイの算式により算定した数（ただし、当該算式のAの数にBの数及び二十四を乗じて得た数に平成十三年度から平成二十二年度の各年度の設備利用率を平均して得られる率（その率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とし、〇・六八を超える場合にあっては〇・六八とする。以下この表において「みなし設備利用率」という。）を乗じて得た数（以下この表において「最大みなし発電電力量」という。）を上限とする。）に千を乗じて得た数にi'を乗じて得た数を同表の一の項イ又はロにかかる発電電力量に加えるものとする。ただし、政府が運転を再開して差し支えないことを確認した場合であって当該確認をした日から六月を経過した日（以下「六月基準日」という。）から運転を再開した日の前日までの期間を日を単位として表した数（以下「六月経過日数」という。）が一を超えて、かつ、$A \times B \times 24 - D + E - F$の算式により算定した数が最大みなし発電電力量を超える場合にあっては、ロの算式により算定した数に千を乗じて得た数にi'を乗じて得た数を同表の一の項イ又はロにかかる発電電力量に加えるものとする。

イ　$A \times (B - C) \times 24 - D + E - F$

Aは、対象期間における当該原子力発電施設の出力（その出力の変更について電事法第九条第一項又は第二項の規定による届出がされたものであって、当該原子力発電施設の損傷等により、一時的に出力が低下するものにあっては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数

Bは、対象期間を日を単位として表した数（当該期間において当該原子力発電施設が初めて運転を開始した場合にあっては、当該運転の開始の日から当該期間の末日までの期間を日を単位として表した数）

Cは、対象期間における当該原子力発電施設に係る実用炉規則第六十四条第一項の規定に基づき届け出られた運転計画に記載された計画的な運転停止期間、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の十五第一項の規定に基づく検査による運転停止期間（実用炉規則第五十一条第一項の規定に基づいて定める検査実施要領書に記載された検査を実施する時期の最終期日以降の期間を除く。）を日を単位として表した数（ただし、災害その他の理由により対象期間の全期間において運転を停止していた場合にあっては、零とする。）及び六月経過日数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転を再開した日が属する会計年度（当該経過した日が属する会計年度と同じ場合にあっては、当該会計年度の翌会計年度。以下「運転再開年度」という。）までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）